

浦安市休日運動部活動管理運営等業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和7年7月17日

浦安市 教育総務部 保健体育安全課

1 趣旨

本募集要項は、浦安市休日運動部活動管理運営等業務委託の優先契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

2 概要

(1) 件名

浦安市休日運動部活動管理運営等業務委託

(2) 業務内容

「浦安市休日運動部活動管理運営等業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 9 月 30 日まで

(4) 委託上限額

6,650,000 円以内とする(消費税及び地方消費税を除く)

金額は全期間の金額とする(2 年間分 債務負担行為)

年度別予算限度額 令和 7 年度 3,660,000 円

令和 8 年度 2,990,000 円

※上記経費の提案額はすべて価格点での評価対象とする。

(5) 履行場所

浦安市立浦安中学校、入船中学校、日の出中学校及び浦安市教育委員会保健体育安全課

(6) 事務局

〒279-8501 浦安市猫実一丁目 1 番 1 号

浦安市教育総務部保健体育安全課保健体育安全係

TEL : 047-712-6779 (直通) FAX : 047-353-4586

Email : hokentaiku@city.urayasu.lg.jp

3 参加資格要件

(1) 応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。

イ 浦安市入札参加資格者名簿に登録されているもののうち、委託に登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。※浦安市入札参加資格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合、契約締結時まで資格申請を速やかに行うこと。

ウ 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。

- エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- オ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申し立て中又は破産手続期中でないこと。
- カ 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- キ 支払金額は前項(4)で定めた各年度における限度額内であること。

4 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和 7 年 7 月 17 日(木)
質問の締切	令和 7 年 7 月 28 日(月) 午後 5 時まで
質問への回答	令和 7 年 8 月 5 日(火)
応募締切(応募書類の提出期限) (第 1 次審査)	令和 7 年 8 月 19 日(火) 午後 5 時まで
第 1 次審査結果の通知	令和 7 年 8 月 26 日(火)
提案書の提出期限 (第 2 次審査)	令和 7 年 9 月 10 日(水) 午後 5 時まで
ヒアリングの実施	令和 7 年 9 月 18 日(木)
審査結果の公表	令和 7 年 9 月下旬予定
契約協議・契約の締結	令和 7 年 10 月下旬予定

5 応募手続

(1) 募集の実施

本募集要項に基づき、令和 7 年 7 月 17 日(木)から令和 7 年 8 月 19 日(火)まで募集する。

(2) 質問の受付と回答

- ・質問事項は、「浦安市休日運動部活動管理運営等業務委託公募型プロポーザル応募様式集」(以下「資料 1」という。)の様式 1 質問書に必要事項を記入し、「2. 概要、(6)」で示したメールアドレスに E メールで提出する。提出の際には、メールの件名を「浦安市休日運動部活動管理運営等業務委託【質問事項】」とすること。なお、質問の提出後、事務局に電話にて着信確認を行うものとする。
- ・質問の受付期間は、令和 7 年 7 月 17 日(木)から令和 7 年 7 月 28 日(月) 午後 5 時までとする。
- ・質問に対する回答は、令和 7 年 8 月 5 日(火)に浦安市公式ホームページに掲載する。

(3) 応募書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成内容は応募様式集に従うものとする。

ア 受付期間

令和7年8月6日（水）から令和7年8月19日（火）午後5時まで（土日祝日を除く）

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午～午後1時を除く）

ウ 提出先

浦安市教育総務部保健体育安全課保健体育安全係

エ 提出方法

浦安市ホームページから応募書類を入手し、必要図書を整え、直接持参すること。また、電子データも併せて提出すること。ファイル形式については、Adobe 社の PDF とし、「2. 概要（6）」で示したメールアドレスにEメールで提出し、提出後に事務局に電話にて着信確認を行うものとする。書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

提出書類については、全て日本産業規格によるA4サイズ（A3サイズの場合は、折込みとする。）とし、3部（正本1部、副本2部）提出すること。

なお、各種証明書については、参加申込書の提出日から直近3箇月以内に取得したもの（正本は原本、副本は写し）に限る。

① 参加申込書（資料1様式2）

② 応募者概要書（資料1様式3）

③ 誓約書（資料1様式4）

④ 類似業務実績書（資料1様式5）

⑤ 主担当者経歴書（資料1様式6）

⑥ 直近1カ年の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税の納税証明書（複写可、1部は原本とすること）

※書類の提出後、明らかに参加資格要件を満たしていないと認められた事業者については失格とし、事務局において理由を明記した失格通知書を送付する。

6 第1次審査

(1) 第1次審査による選定(書類審査)

浦安市休日運動部活動管理運営等業務委託プロポーザル方式等事業者選定委員会(以下、「事業者選定委員会」という)は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、提出された応募書類について、別表1「第1次審査の評価基準」に基づき評価を行い、評価の高い順に第2次審査に進む応募者(5者以上)を選定する。

なお、参加資格要件を満たす応募者が5者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。

また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

これ以降の手続きは、第1次審査に合格した応募者のみを対象とする

7 第2次審査

(1) 提案書の受付

第1次審査に合格した応募者は、次のとおり提案書を提出するものとする。

ア 受付期間

令和7年8月27日(水)から令和7年9月10日(水)午後5時まで(土日祝日を除く)

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(正午～午後1時を除く)

ウ 提出先

浦安市教育総務部保健体育安全課

エ 提出方法

浦安市公式ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

(ア) 企画提案書表紙(資料1様式7)

(イ) 企画提案書(任意様式)

別表2「第2次審査の評価基準」及び別紙仕様書の業務内容に沿って作成すること。

(ウ) 業務スケジュール(任意様式)

(エ) 見積書(令和7年度分及び令和8年度分を年度ごとの提出とする)(任意様式)

カ 提出部数

原本1部 副本9部

(2) 第2次審査

事業者選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、別表2「第2次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者(70%以

上を獲得した者に限る)を業務の受託予定者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積書の価格が安価な応募者を受託予定者として選定する。

最高点を獲得した応募者が、選定後に参加要資格件を満たさないと認められた場合、または提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、業務の受託者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と契約交渉を行う。

(3)ヒアリングの実施

ア 実施日時等

令和7年9月18日(木)に実施予定。時間及び場所については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

責任者及び主担当者(業務の中心的役割を担う担当者)を含め4名以内とする。

ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明20分以内及び質疑応答15分程度の35分程度を予定とする。なお説明は、提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は主に主担当者が行うこと。

8 提出書類の取り扱い

ア 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。

イ 優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類は、優先契約候補者の選定後、速やかに返却するものとする。

ウ 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類(優先契約候補者が提出した書類を除く。)は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない

9 その他

ア 以下のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

- ・複数の提案をしたもの
- ・虚偽の記載をしたもの
- ・談合等の不正行為があったとき

イ 審査及び選定結果に係る電話等での問い合わせには応じないものとする。

ウ 応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

別表 1

第 1 次審査の評価基準

評価項目	評価内容	配点
応募者の概要	業務遂行にあたり、安定して業務を行う能力を有しているか（経営規模等）、また十分な実施体制がとれているか（従業員数等）	15 点
類似業務実績	同種の業務実績が十分あるか	20 点
担当者経歴	配置予定担当者の経歴は十分か	15 点
合計		50 点

別表 2

第 2 次審査の評価基準

評価項目	評価内容	配点
基本事項	業務内容	・ 本業務の趣旨や目的を十分理解した提案となっているか 5 点
	業務実績	・ 本業務と同種又は類似の業務実績があり、有益な実績を有しているか 5 点
指導体制	指導実施におけるマネジメント	・ 効果的で安全な指導計画を立案できる体制と具体的な方策がとられているか。 ・ 運営スタッフ間の協力・連携など円滑な指導が実施できる方策がとられているか。 10 点
	指導者の確保	・ 実現可能な指導者を確保するための方策がとられているか。 ・ 質の高い指導者を確保するための方策がとられているか。 10 点

	指導者の質の向上	・指導者の質の向上のための人材育成に係る具体的な方策がとられているか。 ・指導者が安心して取り組めるようフォロー体制は構築されているか。 ・指導者の不適切な指導等の防止に対する方策がとられているか。	10 点
安全管理	指導における安全管理	・適切な生徒の安全管理のための方策がとられているか。 ・指導者の安全管理に関する取組みはあるか。	10 点
	けが・事故・緊急事態発生時の対応	・けが、事故発生時等の緊急時の対応に関する適切な方策がとられているか。 ・地震等の自然災害発生時の対応に関する方策は適切か。	5 点
	コンプライアンス	・適切な法令順守の方針と方策が作成されているか。 ・適切な個人情報の管理及び保護に関する方策がとられているか。	5 点
運営体制	事業者の体制と事業の持続可能性	・事業者の運営体制や業務分担が適切に構築されているか。 ・統括責任者としての人材の質の高さ ・統括責任者の確保の実現可能性の高さ ・事業の継続実施のための方策がとられているか。 ・事業者の経営が安定しているか。	10 点
	地域クラブの内容充実	・地域クラブの内容充実のための取組がなされているか。	5 点
	保護者との信頼関係の構築	・適切な保護者との連携や信頼関係構築のための方策がとられているか。 ・適切な保護者からの問い合わせに対する対策や方策がとられているか。	5 点
	学校との連絡・連携	・適切な学校との連携や信頼関係構築のための方策がとられているか。 ・学校施設や用具の管理・管理方法が適切か	5 点
	部活動の在り方検討	・事業の趣旨や目的に対する深い理解があり、提案に明確性や具体性があるか。	5 点
価格	適正な見積価格	・委託上限額の範囲内で、仕様書に掲げた業務経費が全て計上され、項目内訳、積算にかかる明細や根拠が明確に提示されているか。 ・提案する業務規模に対して妥当な金額か。	10 点
	合計		100 点